平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業(9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨)の実施について

2 5 経営第 2 0 5 7 号 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 農林水産省経営局長通知

平成25年9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨による農業被害により、農産物の生産に必要な施設の損壊等、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっており、当該施設の再建等の支援を緊急的に実施する必要がある。

このため、経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)により緊急的な対策を実施することとしたので円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いする。

なお、実施要綱の第3の1のただし書、別表1の2の(1)及び別記2の第1の2の(1)のイの(ア)の規定に基づき対象となる気象災害、事業要件及び事業内容を別紙のとおり定め実施することとしたので御了知願いたい。

おって、貴局管内の都府県知事には貴職から通知されたい。

別紙

1 対象となる気象災害

平成25年9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨

2 事業要件

- (1) 助成対象者が取り組む事業内容について、平成25年9月15日以降の取組であること。
- (2) 都道府県及び事業実施主体は、1の気象災害による復旧等のために実施する被災農業者向け経営体育成支援事業を平成25年度に終了すること。

3 事業内容

実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のaからdまでとする。